定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び
（看護）小規模多機能型居宅介護の参入促進について

名古屋市は地域包括ケアを実現するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び（看護）小規模多機能型居宅介護への事業参入を促進しています。市が実施している取り組みについてご紹介します。

１．（看護）小規模多機能型居宅介護

（１）概要

利用者の状況に応じて、事業所への「通い」を中心に、自宅への「訪問」、施設への「泊まり」を柔軟に提供する。（看護小規模多機能型居宅介護については、提供するサービスに看護サービスも含む。）



出典：ハートページ 2026 年・名古屋市版

（２）報酬（利用者負担含む）

要介護度	小規模多機能型居宅介護（月額）	看護小規模多機能型居宅介護（月額）
要支援 1	37, 363 円	介護予防なし
要支援 2	75, 506 円	
要介護 1	113, 260 円	134, 801 円
要介護 2	166, 457 円	188, 604 円
要介護 3	242, 147 円	265, 129 円
要介護 4	267, 251 円	300, 705 円
要介護 5	294, 673 円	340, 148 円

※ 事業所と同一の建物に居住していない場合の報酬

（３）市の取り組み

ア　名古屋市独自報酬

小規模多機能型居宅介護事業所では、名古屋市が独自に定める基準を満たす事業所に対し、最大で月 1,000 単位の独自報酬を設けています。なお、加算の算定にあたっては、事前の届出が必要です。

要件	単位数	算定区分
通いサービス又は訪問サービス及び宿泊サービスのいずれも実施していない日において、電話による安否確認を個別に実施し、在宅での生活の支援を行うこと。ただし、養護老人ホーム又は軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びにサービス付き高齢者向け住宅等に居住する利用者等、事業所による安否確認を行う必要がない場合、算定しない。	1月につき 200 単位	利用者ごと
栄養士又は機能訓練指導員及び歯科衛生士のいずれかの職員を配置し、栄養ケア計画又は個別機能訓練計画及び口腔機能改善管理指導計画のいずれかの計画を作成した上で、利用者に対して、必要な指導等を行うこと。	1月につき 200 単位	利用者ごと
算定月の属する年度の前年度において、１回以上、利用者や家族に対してアンケート調査の実施又は名古屋市介護サービス事業者連絡研究会が実施する「名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業」に参加し、提供するサービスに関する満足度の把握を行うとともにその結果を公表すること。また、サービスの改善に向けた課題を職員が話し合う場を２月に１回以上設け、その内容を運営推進会議に報告していること。	1月につき 200 単位	事業所ごと
算定月の前月において、１月に１回以上、地域住民も参加する行事（認知症カフェや介護教室等を含む。）を開催する等、地域の住民も気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みが設けられ、利用者と地域住民の交流が図られていること。	1月につき 200 単位	事業所ごと
算定月の前月において、介護相談窓口の設置、「こども１１０番の家」への登録等を行い、地域生活を支援する体制が作られていること。	1月につき 200 単位	事業所ごと

イ　小規模多機能型居宅介護事業所等整備補助

市が定める要件を満たす法人が新たに（看護）小規模多機能型居宅介護事業所を開設する際に要する工事費、工事請負費に対し、最大で 4,150 万円の補助を行っています。

「市が定める要件」とは ３年以上の介護保険関係事業の運営実績を有する法人

ウ　高齢者福祉施設開設準備経費補助

（看護）小規模多機能型居宅介護事業所を新たに開設する際、開設前 6 月間に係る経費に対し、最大で宿泊定員数に 103 万 6 千円を乗じた金額の補助を行っています。

「経費」とは以下のものが挙げられます。 ・看護、介護職員等の雇上経費（最大 6 ヶ月間の訓練期間） ・職員募集経費（広報誌の発行、就職説明会等の活動費等） ・普及啓発経費（利用者、家族及び地域住民への説明会等の活動費等） ・周知広報経費（パンフレット作成費用等） ・開設準備事務経費（事務用品費等） ・その他開設準備に必要な経費（備品購入費等）

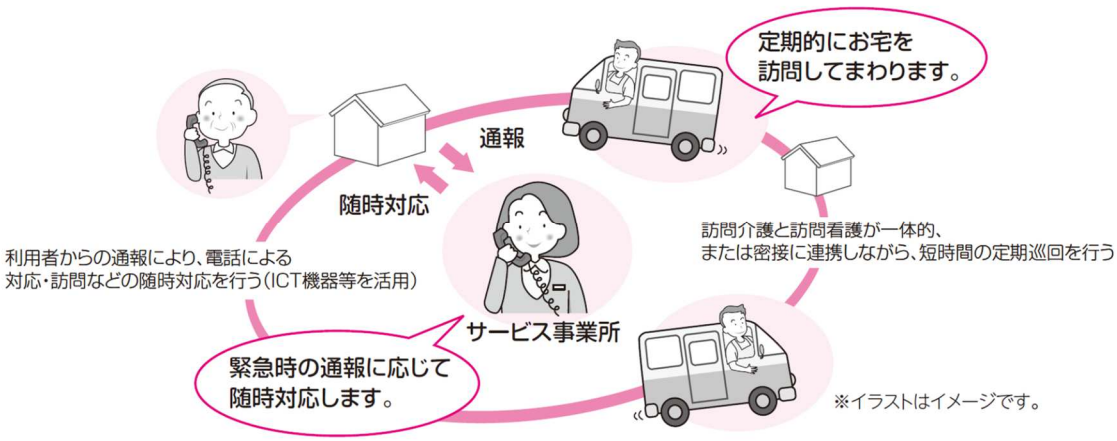
注意１：予算編成等により、内容（補助金額を含む）に変更がある可能性があります。

注意２：１（３）イ及びウの補助を受けた事業所が廃止をする場合（他法人への事業譲渡も含む。）、補助金の返還が生じる可能性があります。

２．定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（１）概要

介護職員と看護師等が密接に連携を取りながら定期的に訪問を行う。また通報や電話により、随時対応も提供する。



出典：ハートページ 2026 年・名古屋市版

（２）報酬（利用者負担含む）

要介護度	介護のみ利用（月額）	介護と看護を利用（月額）
要介護１	60,178 円	87,803 円
要介護２	107,406 円	137,163 円
要介護３	178,347 円	209,375 円
要介護４	255,607 円	258,105 円
要介護５	272,846 円	312,692 円

（３）市の取り組み

ア　居宅介護支援事業所ガイドブック等にサービスの概要を記載し、市民や事業者の方々へ周知を行っています。また、定期巡回名古屋市事業所連絡会において、実際に事業を行われている方々と市職員が意見交換を行っています。

イ　高齢者福祉施設開設準備経費補助

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を新たに開設する際、開設前６月間に係る経費に対し、１か所につき最大 1,740 万円の補助を行っています。

「経費」とは以下のものが挙げられます。
・看護、介護職員等の雇上経費（最大６ヶ月月間の訓練期間）
・職員募集経費（広報誌の発行、就職説明会等の活動費等）
・普及啓発経費（利用者、家族及び地域住民への説明会等の活動費等）
・周知広報経費（パンフレット作成費用等）
・開設準備事務経費（事務用品費等）
・その他開設準備に必要な経費（備品購入費等）

注意１：予算編成等により、内容（補助金額を含む）に変更がある可能性があります。

注意２：１（３）イの補助を受けた事業所が廃止をする場合（他法人への事業譲渡も含む。）、補助金の返還が生じる可能性があります。

問い合わせ先

名古屋市健康福祉局介護保険課居宅指定担当　　電話：052（212）6534